

盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に
基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集要項

【第4次募集分】

令和元年10月

盛岡市 保健福祉部 介護保険課

〒 020 - 8530

盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所

別館5階 事業所指定係

電話 019 - 626 - 7562

FAX. 019 - 651 - 1181

Eメールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

盛岡市公式ホームページ

介護保険ページアドレス

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/index.html>

【 目 次 】

1	はじめに	3	ページ
2	募集内容	3	ページ
3	応募の要件	4	ページ
4	応募に当たっての留意事項	4	ページ
5	応募の受付期間, 方法等	5	ページ
6	募集要項等に関する質問	5	ページ
7	応募書類	6	ページ
8	事業候補者の選定方法	6	ページ
9	結果の通知及び公表	6	ページ
10	設置に対する補助制度	6	ページ
11	禁止事項	7	ページ

別紙 応募書類一覧

L 【介護老人保健施設 用】

別添

質問送付票

1 はじめに

盛岡市は、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画において、平成30年度から令和2年度までの間に整備する介護施設等の整備数を定め、計画的に整備を進めることとしております。

今回の募集は、この計画に基づき、次に掲げる介護施設等の設置及び運営を行う事業者の候補者（以下「事業候補者」という。）を募集するものです。

2 募集内容

募集する施設は、次のとおりです。

募集L

- ・ 募集施設等 介護老人保健施設
- ・ 募集数 1施設 60床
- ・ 整備区分 新設又は既存施設の増床
- ・ 開設時期 令和元年度又は令和2年度
- ・ 応募書類 別紙L 応募書類一覧のとおり。

3 応募の要件

- (1) 別表1に掲げる法令等に定める者。ただし、社会福祉法人については、設立予定法人を含む。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定の取消し等の処分を受けたことがない者
- (3) 盛岡市に納めるべき法人市民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がない者
- (4) 平成29年度以降に、盛岡市の競争入札参加資格者の指名停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしていない者
- (6) 役員（就任予定者を含む。）等が盛岡市暴力団排除条例（平成27年盛岡市条例第9号）に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (7) 別表2に掲げる条例に定める基準等を満たす計画であること。

4 応募に当たっての留意事項

- (1) 事業候補者として選定された後に事業計画を変更し、又は上記「2 募集内容」における募集ごとの開設時期までに開設できない場合は、選定自体を取り消すことがあります。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、開設時期を変更することがあります。
- (2) 新たに施設建設を行う場合の土地の選定に当たっては、市街化区域を優先して選定してください。なお、市街化調整区域を事業予定地とするときは、市街化区域を選定しなかった理由を明らかにし、開発許可等の見込みがあること等の要件を満たしていることが条件となります。

- (3) 土地又は建物に係る建築基準、消防設備等については、あらかじめ、法令等の要件を確認の上、各関係部署との協議を事前に済ませているものとし、その結果等を、様式3「土地・建物に係る関係部署との協議状況調書」に記載してください。
- (4) 盛岡市の木材等の地元資源を可能な限り活用するよう計画してください。
- (5) 応募内容を確認するため、必要に応じ調査を行います。
- (6) 応募書類の作成に伴う費用は、全額応募者の負担とし、結果にかかわらず、書類は、返却しません。
- (7) 応募時期によっては、既に事業候補者が選定され、募集数を充足している場合があります。その際は、それ以降の応募を受け付けず、既に受け付けた書類を不受理とすることになります。
- (8) 消費税及び地方消費税の額については、事業実施時期に応じて適切に積算してください。
- (9) 応募書類の作成に当たっては、第1次から第3次募集におけるQ&Aを参考としてください。

5 応募の受付期間、方法等

(1) 応募の受付期間等

ア 期間 令和元年10月1日（火）から令和元年11月29日（金）まで

※ただし、土曜日、日曜日、祝日、休日（以下「閉庁日」という。）を除く。

イ 時間 午前10時から午後4時まで

ウ その他 応募者又は事業候補者がいない場合は、再度募集することがあります。

(2) 応募方法等

ア 応募に当たっては、上記「2 募集内容」における募集ごとに行ってください。

イ 応募書類の提出先は、盛岡市役所 本庁舎別館5階 保健福祉部 介護保険課 事業所指定係とします。

ウ 応募書類の提出に当たっては、事前に電話等で提出日時を予約した上で、応募者が持参してください。郵送による応募はできません。

6 募集要項等に関する質問

募集要項等の解釈に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、「質問送付票」に記入の上、件名を「質問送付票【募集〇】」として、電子メールにより提出してください。なお、公募に関する応募状況、審査状況等については、回答できません。また、電話又は口頭による質問は、受け付けません。

(2) 質問の受付期間、宛先等

ア 期間 令和元年10月1日（火）から令和元年11月11日（月）まで

イ 宛先 盛岡市役所保健福祉部介護保険課事業所指定係

電子メールアドレス kaigo@city.morioka.iwate.jp

ウ その他 質問送付票を受付した際は、その旨通知します。閉庁日を除き、3日以内に通知が届かない場合は、電話等により確認してください。

(3) 回答の方法

閉庁日を除き、質問送付票を受付した日から7日以内に盛岡市公式ホームページ上で質問及び回答を公表します。公表までに8日以上要する場合は、その旨通知します。

7 応募書類

- (1) 別紙L応募書類一覧のとおり提出してください。
- (2) 提出部数は、応募時に1部とし、内容を確認した後に写し5部の提出を求めます。
- (3) 応募書類は、すべてA4判に統一し、番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさみ、書類番号ごとにフラットファイル又はパイプ式ファイルに綴じてください。なお、A3判の図面等は、A4判折りにし、A5判、B5判等の用紙は、A4判用紙に貼付して綴じてください。
- (4) フラットファイル等の表紙及び背表紙に、法人名及び募集施設を記載してください。
- (5) 受付期間終了後の資料の追加提出、差替え等はできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類を求めることがあります。

8 事業候補者の選定方法

- (1) 事業候補者の選定は、別に定める盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者選定要領に基づき、書類審査及び面接審査により行います。
- (2) 面接審査の実施に当たっては、応募者に対し、面接審査の2週間前までに日程を通知します。
- (3) 審査結果によっては、募集数に満たない場合でも、事業候補者を選定しないことがあります。

9 結果の通知及び公表

選定結果は、面接審査の終了後文書にて通知するとともに、盛岡市公式ホームページ上で、事業候補者を公表します。

10 設置に対する補助制度

今回、選定されることをもって、補助金の交付対象となることが保証されるものではありません。資金計画の策定に当たっては、補助金の不交付にも対応できるよう計画してください。なお、補助制度の詳細は現段階において確定しておりません。参考として、令和元年度10月以降における補助制度は、次のとおりとなっています。

【参考：令和元年度10月以降における補助制度】

- | | | |
|--|------------|----------|
| (1) 施設等整備費（施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費） | | |
| L 介護老人保健施設 | 1施設 当たり 上限 | 43,750千円 |
| (2) 開設準備経費（円滑な開所及び既存施設の増床の際に必要な備品購入費，需用費等） | | |
| L 介護老人保健施設 | 1床 当たり 上限 | 839千円 |

11 禁止事項

- (1) 審査の前に、次の行為を行った場合は、審査を行うことなく失格とします。
- ア 審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
 - イ その他市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 応募書類に関し次に該当する場合は、審査を行うことなく失格とします。なお、事業候補者として選定された後であっても同様とします。
- ア 内容に重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - イ 資金の確保、計画予定地、設備の構造、人員配置、建築基準、消防設備その他の重要な事項に問題が生じ、施設の開設が困難となった場合
 - ウ その他市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

別表 1

募集施設	法人等種別	法令等
L	右のとおり。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年厚生省告示第96号） <ul style="list-style-type: none"> 1 国 2 独立行政法人地域医療機能推進機構 3 地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人 4 日本赤十字社 5 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会 6 健康保険組合及び健康保険組合連合会 7 国家公務員共済組合法（昭和33年法律 第128号）第 3 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合及び同法第21条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152号）第 3 条第 1 項に規定する地方公務員共済組合及び同法第27条第 1 項に規定する全国市町村職員共済組合連合会 8 日本私立学校振興・共済事業団 9 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 9 の 2 医療法（昭和23年法律第 205号）第 7 条第 1 項の許可を受けて病院を開設している者（第 1 号から前号までに掲げるものを除く。） 10 厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。） 11 厚生労働大臣が別に定める者

別表 2

募集施設	条例
L	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市介護老人保健施設の人員・設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年盛岡市条例第67号）